

第 23 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

日	時	平成18年12月21日(木)
		午後1時30分～午後3時
場	所	大阪市役所 P1階 会議室

大阪市都市景観委員会（第23回）

1 開催日時 平成18年12月21日（木）午後1時30分～午後3時

2 開催場所 大阪市役所 P1階 会議室

3 出席者（敬称略）

（1）都市景観委員会

委員長	三	輪	雅	久
委員	岩	井	珠	惠
	小	林	正	美
	中	原	茂	樹
	鳴	海	邦	碩
	槇	村	久	子
	増	田		昇

（2）市側

	梅	村	住宅局建築指導部建築企画課長
	植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
	藤	野	ゆとりとみどり振興局緑化推進部長
	平	尾	建設局管理部路政課長
	藪	内	港湾局臨海地域活性化室開発調整課長
	金	城	交通局建設部課長代理
	北	村	計画部長
事務局（計画調整局）	井	上	開発企画部地域計画担当部長
	坊	農	開発企画部都市デザイン課長
	高	林	開発企画部都市デザイン課長代理
	林		開発企画部都市デザイン課担当係長
	山	本	開発企画部都市デザイン課

4 会議次第

（1）開 会

（2）議 題

1）大阪市景観形成推進計画（案）について

景観形成推進計画検討部会の廃止について

2) その他

(仮称) 大阪市景観計画に基づく届出の手引きについて (中間報告)

(3) 閉 会

[配付資料]

- ・ 資 料
 - 1 - 1 景観形成推進計画策定の背景と計画の骨子
 - 1 - 2 大阪市景観形成推進計画 (案)
 - 2 景観形成推進計画検討部会の廃止について
 - 3 - 1 (仮称) 大阪市景観計画に基づく届出の手引きの構成について
 - 3 - 2 (仮称) 大阪市景観計画に基づく届出の手引き

5. 議事の概要

○事務局

出席確認、開会挨拶、資料確認

○三輪委員長

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

その前にお断りしておきます。ただいま定足数マイナス1でございまして、実は、こちらの小林委員、出席のご連絡をいただいておりますので、おっつけ座ってくださると思います。それまでの間は、略式でございしますが、意見交換の会というようなことになって、お座りになって、定足数がそろいましたら、そこから本当の議事としての扱いにさせていただきますが、一応それに備えまして、本日の議事録署名人といたしまして、岩井委員と増田委員、お二人にお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

それから、やや、今日は時間が押しておりますので、なるべく早く本題に入って、本題の説明をしていただいて、そうしまして、できましたら、定足数のそろったあたりで、本日の議事としてのパブリックコメントにかける前段階の大阪市景観形成推進計画、この案でよろしいかどうかというご判断をいただく。これが1つと。

それから、その原案を、たたき台を作ってください経過で検討部会を設けまして、検討部会の先生方にいろいろお知恵をお借りしてございましたが、一応、その検討部会、目的を終了いたしましたので、廃止をするという、そのことをここでご承認いただく。この2つがメインの議題でございます。

早速、最初の推進計画の案につきまして、案の中身を事務局の方から説明していただきたいと思います。

なお、この取りまとめにつきましては、増田先生に部会長になっていただきまして、それから部会の先生に何人か入っていただいておりますが、お世話になっております。

時間の関係で、特に部会報告というようなことは設けてございませんので、それでは、どうぞ。事務局、お願いします。

○事務局

(資料1の説明)

—説明中途中—

小林委員が到着し、定足数が充足されたことから、会議が正式に成立し、議事として運営開始。

○三輪委員長

ありがとうございました。

槇村先生、何かコメントございましたら、先にご発言くださいますか。

○槇村委員

大体いろいろ検討委員会で網羅していただいていると思いますので、これで結構でございます。

○三輪委員長

ありがとうございました。

今説明していただきましたが、これまでの委員会の席でも断片的にいろいろ話題が出たりしたこと、それから、要するに、現実的に行政のいろんな手法として積み上げてこられたことが大体1つの大きな枠組みの中に見事に並べて、整理されて入ってきたというような感じでございます。1つ前の資料1-1にあります左半分の白地のところに書いてあります大阪市基本計画、それから大阪市景観計画、これで大きな枠組みで、かなり大胆に設定してあったものを中身が少し具体性を増して今回は景観形成推進計画という形で出てくるわけでございまして、大阪市が一体何を考えて、何をやろうとしているかというような全貌がかなり今回はリアルに出ているかと思えます。

市の方の手續としては、この案をパブコメに来年早々おかけになって、それが上がった段階で大阪市の景観形成推進計画としてこれを定めたいというご意向のようでございます。今日はパブコメの前段階ということでのご意見をいただきたいと思えます。何かお気づきの点がございましたら、どうぞお願いします。増田先生、何か補足的コメントのようなものがございましたら。

○増田委員

5回の検討部会をやってきて、少し紆余曲折もしながら、今日に至ったわけですけど、その中で何個か議論されたのが、景観の目標像というふうなものなりビジョンみたいなやつを掲げながら推進計画をどうつくっていくかというあたりのところですよ。個々の事例なり個々の地区の検討を要するに進めることによって全体像のビジョンを構築していく、歩みながら物事を進めていくということに対して非常に難しかったものですから、なかなかうまくいかなかった時期もございます。やはり少しそういう目標を掲げて、それに向けてどういうふうな検討を進めていくのかというあたりについて、したがって、この推進計画の中で個々の地区あるいは個々の面的な部分について目標をもう少し明確化しないといけないということが

大きな課題として残されているのかなというふうに思います。

その他の部分については、特に具体的施策の取り組みといいますか、市民参画というふうなことが多く求められていて、そののできるための要するに武器が整ったという部分かなという、協議会の話であったり、協定の話であったり、協約の話であったりという、そういうことが、そういう武器が今年度中なり、この期間中に整いますので、地域として大いにその武器を使ってくださいということが市として明示できるようになるのではないかなというふうなところが特徴かなと思っております。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ほかの委員さん方で何かご発言がありましたら、どうぞお願いします。

○小林委員

9ページの(3)の「その他の地域」という言葉なんですけど、これはもう少しいい言葉はないんですか。最初に私この景観委員会に入ったときからずっと言い続けていることは、ここにも書いてあるんですけど、「大阪市による景観などに関する取り組みは活発に行われてこなかった」、ここの文言は正直で、とてもいいと思うんですよ。そこはどういうことをやっているかという、落書消しとか壁のペインティング、それと防犯という、これをはっきり景観の中でうたっているところって日本全国、何かすごく少ないような気がしています。ここがきちっと出てきているまちはとても住みやすい、いいまちです。

一点豪華主義、例えばいいお城があったり、世界遺産があったり、そういうところが幾ら頑張ったって、そこから落ちたところは変わっていないんですよ。ますますひどい状況になっている地方都市がありまして、本当にこんなんでもいいのかなというふうに。世界遺産があるまちで、おかしなところがいっぱいあるということに比べたら、大阪は、そっち側じゃなくて、(3)の地域をどれだけ普通に住みよいまちにできるかというのを景観の問題として市民が入ってやるというところをやっていけば、余り迷うことはなくて、他のことは当然言わずもがなで、市場原理でやらなければ、お客も来ないというところが多いと思うんですけど、行政が手を貸さない限りには変わらないところというのは(3)のエリアです。

何となくこの地図の13から14という、今日、ここを見ると、どこからも入っていないようなのがその他のエリアなんですね。だから、白地図みたいになってしまって、都市計画では余りさわっていないみたいな印象がやっぱり少し残っているなというので、何かこの色を

大阪はちゃんと見ているところなんだというふうな表現ができると、他のまちとは違うぞという印象を持てるんじゃないか。

決してネガティブに扱っているというわけじゃないんですけど、ここに法律的な問題が全部出てきているので、なぜならというと、ここは人権問題と、それから財産権の問題で景観と関わらなければいけない。基本的な法律の中ですから、憲法第13条と第29条の問題で景観問題を見ると、わかりやすいというところになるので、あとは経済上の原理で動いてしまうと。これは精神的な優れた住民が住んでいるという言い方は変ですけど、熱心な人たちがいるところはいいんですが、熱心でない人が多いところはどうするんだろうといったときに、どこからやっていくというと、落書というのを許してはいけないよという、見回りとかパトロールとか防犯の話とか、全部一緒に絡んでやらないと、まちはよくなる。そこを何か頭の方でうたってもらえると、ありがたいなと思っています。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。事務局、何かコメントございますか。

○事務局

今ご指摘いただきました内容で、本推進計画の1つの売りと申しますか、実は7ページ、先ほどもちょっと説明をさせていただいたんですけど、一般市街地のところで、冒頭に書いておりますのは、本計画では、景観計画を市域全体に指定したことを踏まえて、これまで余り目を向けてこれなかったところについても景観形成に関する施策の対象地域として位置づけるということをはっきり明確に申し上げているつもりです。

地図の方も、それぞれの資料ではあるんですけども、ちょっと色を黄色っぽくつけていまして、ここは今まで向けていなかったところにも目を向けるようにしようと。ただ、非常に広範な地域にわたっておりますし、まず何から手をつけたらいいのかということを考えていったときに、ここも都市景観資源ですね、建造物とか樹木とか、そういったものの点の物を上げていくということとか。ここの取り組み方向でも書いておりますように、モデル地区を選定して何らか景観形成の仕組みづくりですね、地域の方々と連携する手法等、あるいは関係部局とも連携する手法を見つけながら、モデル地区を1カ所か2カ所でもまずやっていこうということをやって、その成果を踏まえて数を増やしていきたいという思いが大阪市の方にはございました。

○小林委員

モデル地区なんですけど、例えば駐輪がものすごく多くて困っているとか、落書が多いというところをモデル地区にするような考え方はあるんですか。

○事務局

ちょうど先生ご指摘のありましたような要件がもしもパブリックコメントまでに、私ども各区の方たちにもこういった素案をご説明差し上げます。その時にも、やはり、我々は薄い黄色のところを白地と呼んでおるんですが、各区の方からもそういうところはどのような質問が多々あるんです。

それで、どちらかというところ、リーディングのところは、ある意味では非常に目標が見えていて、動きやすい。私ども区の方々にご説明したのは、どちらかといえば、その白地のところを積極的にやっていきたい。また、そのときにイメージがわからなかったんで、私ご説明させてもらったイメージは、ある意味では白地のところの今おっしゃった放置自転車、看板、そういうようないろいろな課題があると区の要望で聞いておりますと。ですから、そういったものから何らかの、先ほど増田委員の方からもお言葉で出ていましたが、私ども条例上で景観協約とか法律上の協定とかというようなことで、非常に協約というのは入りやすいところを皆さん、市民の方にご提示させてもらっているつもりなんです。

そういったところ、いわゆる白地のところで放置自転車はどうか、それから看板がどうか。あるところでは、ごみ箱の置き方とか、ひょっとしたら、ある店舗のビニールの庇がどうかとかというような、もちろんそういった面も、白地、いわゆる薄い黄色が乗っているところについては、できるだけ早い時期に区の方と連携しながらやっていくべきかなというような、区の方にはそういう説明も差し上げています。もちろんそういった形で我々取り組んでいこうと思っています。

○小林委員

用語が、その他と言われると、大体後回しなんでね。長い歴史がそういう人たちをいつくってしまったから。

○事務局

区の方からもほぼ同じようなこと、私どももちろんご意見いただいていますんで。

○増田委員

これは専門部会でも、この色をもう少しちゃんとつけないという、素人、わからへんという話と、その他という呼び方はやっぱり、もう少しいい言葉がないかなというような、まだ宿題として残されているのかなと。扱いとしてのその他という意味ではなくて、やっぱり

ここにはちゃんとモデル地区を市が先導してやっていかないといけない、成功事例をつくら
ないかんということはもちろんここの中に書かれているですけど、この色の問題と名称の問
題はご意見をいただいて、もう少しアクティブに書いてもいいのかなというような。

○三輪委員長

ありがとうございました。他の委員さん、またそれ以外の事柄でも、何かお気づきの点が
あれば、どうぞお願いいたします。

○鳴海委員

今のところでした、このペインティングというの、落書消しだけでいいんじゃないですか。
ペインティングまで消すと、大変だと思う。いい意味でペインティングしているのもあると
いうか。

○小林委員

広告ですか。

○鳴海委員

いや、壁にペンキを塗っているのを、これはどういう意味なんか。落書だよな。

○岩井委員

アートって書くの。

○事務局

実は、2つあるんです。落書をきれいに消すのと、これは、ある地域で今いろいろな方の、
若干就労もあるかな、いろいろな形で、あるいは公的なところのものすごく汚れたのを、実
際のところ、公共はなかなか色は塗らへんけれども、ボランティアの方が入って、ペンキの
支給を受けながら塗っていただいたりとかというところは、実は落書やないんですが、若干
ペンキを塗って、美しくしているというようなところも実際あるんです。そういう落書を消
すのと、色を美しく塗って、美しいまちなみにしようとしているのと、2種類、実際はござ
います。

○岩井委員

堤内地の護岸のところへコンクリート面が出るのを塗ったりとかという分ですね。

○事務局

具体の例は学校の壁面、ちょうどブロック塀の腰のあたりとか。

○小林委員

それは技術的にはいろんな手があるんですよ。一番簡単なのは植栽をやる、木を張る。自

分より弱いものには人は落書とかいたずらをしません。自分より強い、刑務所の塀とか。それも今みんなコーティングをやっています。いわゆる打ち放しの上に単にコーティングをやると、何か納豆みみたいな変な色になってしまうので、ペインティングをして、最後のところに。すぐぷりぷりとはがせてやれるような。だから、コンクリートに色を塗るのは良くないなんていう話があったんですけど、今は、落書をやられる前に、高さ2メートルから下をやるとい仕事はとても増えています。

安藤先生がおられるので、打ち放しが日本にはいいように思っていないですね。日本はだめです。みんな、こう、しゅっとやられるから。それがうまくして初めて普通のまちになって、それから愛着がわけば、みんな守ってくれるんですよ。そこの部分、大阪はやっぱり先にとった方がいいような気がするなというので、その他と言わず、先導地域という名前にしたら、その他がすごく一番リーディングになるので。

○鳴海委員

重点整備地域。

○小林委員

鳴海先生、そこまで踏み込んで大阪はやるんだと言ってしまうことの方が、後が楽なんじゃないかなという気が。

○鳴海委員

実は、僕言ったの、これ。日本語がどうなんかというその1点だけ。壁や塀のペインティング、こっち、落書消し、ペインティングはいい方です。いい方で、消す方じゃないんでね。ペインティングと落書を消すのか、それともペインティングして良くするのかというのは読み取れなかったんです。

○事務局

これは私どものでいくと、壁・塀の落書消しの消す方のイメージなんで、ペインティングは、ここで言うと、いい方ではなくて悪い方のペインティングというイメージを持っていたという表現になると思う。ですから、悪い方のイメージじゃないんです。消す、ここから削除で。

○鳴海委員

その方がわかりやすいけど。

○小林委員

器物破損という法律でやれることがあるわけでしょう。それを執行しようとしたとき、所

有者の同意とか、本当に景観の話でできますかというところがなくて、これを書くというのは結構無理があるんですよ。精神条項になってしまっただけね。

○事務局

実は、御堂筋の関係で、ミナミのアメリカ村のエリアのところでは、一応、大阪商工会議所が1回入って、地元の人とが全部消されているのがございました。ですから、あれも1つの方法だというふうには大阪市としては見えていますんで、あそこも区役所と、また私も実は朝1回、一緒に見えていますんで、ああいう形がとれるんやったら、それも1つありかなというふうには思っておりました。

○岩井委員

しょうもない言葉の引掛りなんですけど、あのアメリカ村の落書は消しているんじゃなくて、上塗りしているだけですよね。落書消しというのは消すイメージで、上塗りをするというのと、どういうふうに整合したらいいのかなど。上塗りしているんです。上からグレーを塗ったりしているんですね。

○事務局

上からいろんな色を塗っています。

○岩井委員

だから、落書消し、消している行為と違いますよね。

○事務局

消しているというよりは上塗りですね。その方が手っ取り早いというか、とにかくもの凄いい量が書かれていましたので。

○岩井委員

要は、無地化しているわけですよ、柄を。

○事務局

はい、実態はそうです。

○岩井委員

言葉としてちょっと何か。動作と違うなというか。だったら、どう書くのかなど、わからないけど。

○三輪委員長

この辺、今のいろいろアドバイスを参考にして、整理すべきものは整理してください。

中原先生、何かご意見ございましたら、一言。

○中原委員

検討部会の議論の中でも、景観計画自体をどんどん充実化していくという位置づけで、この推進計画もいろんな経験を踏まえて、さらにそれが景観計画の方にはね返って行って、また計画を充実化していく、そういう位置づけなんだという議論がありまして、そのことがこの案では3ページのところに「本推進計画の評価を通じて適宜景観計画の充実を図る。」という形で明確に位置づけられましたので、その点は非常に明確になって良かったのではないかとこのように思っております。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ほかに何か、パブコメの……。お気づきのことがあれば、どうぞ。

○鳴海委員

18ページですけど、都市景観賞って確かにあるんですけど、都市景観を表彰するというのを今読んでいて気になったんですけど、誰を表彰するのかなと思って。まちなみとかは何かありますよね、建物群とか建築とか。都市景観ってもっと一般的なものだから、大阪市が表彰されるぐらいなんじゃないかと思うんです。

○小林委員

人を表彰した、人とか組織とかグループね、その人たちの地道な活動を表彰してあげるのが一番いいんです。でき上がったものをやるというのはやっぱり何か変ですよ。きれいなものは企業しか造っていないしね。お掃除しているだけの人たちって表彰されないじゃないですか、ごみを始末している人たち。

○鳴海委員

いや、僕はそこまで攻め込んでいなくて、都市景観を表彰すると言ったら……。

○小林委員

大阪市民を表彰する。

○鳴海委員

そうになってしまうか。

○増田委員

この都市景観建築賞の要綱はやっぱりまちなみ部門と建築部門と言っていますから、まちなみや建築物等の表彰が適切やと思うんですけどね。

○三輪委員長

これは、では、何か制度要綱があるわけでしょうかね。それがどう言っているかで、参考にしてください。

○榎村委員

緑賞の方の活動は。

○増田委員

いや、ないんですね。ただ、ここには大正緑化パークのところと箕面の、あそこでやや活動に近いようなやつを特別賞で受賞したことはあります。

○岩井委員

活動部門を表彰するのってないですね、大阪には。

○小林委員

でも、裁判上はやっていますよ、国立訴訟は。あの人たちの活動を評価して、価値があるから、法的に保護しなければいけないという地裁の判例が出ている。いくら物を言ったって、それを守ってくれる人がいなければだめだから、それを協力して、みんなで抑制的に、自分らの権利を使わないで、容積率があってはね、そうやって自分の我慢してやっていたものの行為を1人がぼんと壊すから、けんかになったわけです。だから、活動を評価するということをやっておかないと、幾ら市民、市民と言っても、できないんじゃないかな。入れてもらえたら、入れてあげたらですよ、僕がもらいたいとか、そういうことではない。入れてあげましょう。

○事務局

私ども、1つの事例では、緑化功労賞とかというようなものがもちろん他にもございますので、そういうところ、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

○三輪委員長

3番の項目ですね。今のようなご発言、いろいろ事務局で一遍整理してください。今回、少しこの中に加味できるような事柄があれば、それをしていただく。それから、これは3年、3年でバージョンアップをしていくということはございますので、次のバージョンアップのための種、要するに仕込みとしてそれぞれ持っていて、また折に触れて確かなものにして、次のバージョンの時にするということでも、それはいろんなやり方があると思いますが、それはお任せします。

○岩井委員

先ほどからの薄い黄色の部分の話がありましたが、13～14ページなんですけど、これは

普通の用途地域みたいに、ここはこの色というふうに、どこかで計画論で決まっているんでしょうか。ちょうど一般市街地という部分がグリーンになっているもので、どうも大きさと両方で公園のように見えてしょうがないんですね。非常に分かり難いので、これからずっとこの色が景観の計画とともに出ていくのであれば、がらりと変えて、先導と一般市街地と、問題のその他というのも含めて、色をもっと変えてしまったらどうかと思うんです。本当に、この緑、公園のように見えて、さっきから何遍も思い違いをしそうになる。全てを変えて、そうしたら、この黄色も変わるしというの。もし用途地域みたいに国中がこの色に定まっているんでなければ、他の色に全部変えたらどうかと思う。

○小林委員

そのぐらい変えた方が頭が切りかわるか。

○事務局

この考え方は、一般市街地を今黄色にしていまして、この黄色に近い黄緑というイメージで、真ん中の（１）、（２）のところは黄色に近い同じ一般市街地ということになりますんで、同系色にしました。今、岩井先生おっしゃったように、公園に見えるということですので、この緑のところは考えます。

○岩井委員

一般の都市計画で常識として使われている色と違うものにしないと、引っ張られてしまって、赤にされると、商業地域かなというふうに思ってしまうし、何かそんな全部外してほしい。

○三輪委員長

これ、間に合うあれであれば、少し工夫してください。これを見ると、何か新大阪公園みたいなのがあって、こちらの太閤園内緑地、そういうふうにも見えますからね。

それでは、一応、今日、いろいろご指摘いただいたようなアドバイスを含めて、あと、今回間に合うところは間に合わせていただいて、そして、この原案をベースにパブコメに進めたいということをご了承くださいますでしょうか。先ほど榎村先生、お立ちになられましたが、パブコメの原案とするについてご了承いただいております。当委員会としてはちゃんと本日の議事として、これを了承する、パブコメに進んでください、そういうふうにさせていただきます。

それでは、もう１つの議題がございまして、景観形成推進計画の検討部会の設置の目的を達成されまして、廃止にしたいという話、これは事務局の方でどうぞ。

○事務局

(資料2の説明)

○三輪委員長

ただ今の原案をお聞きくださいましたと思いますが、当委員会の委員と部会の委員を兼ねていただいた方、それから専門委員として検討部会でご協力いただいた方、また大変お世話になっておりますが、一応、景観形成の案が取りまとめの段階でご苦労願ったわけですが、目的を終了したという、任務を終了したということでございます。これは部会の設置と、それから廃止に必ず委員会でお諮りするということになっておりますので、諮らせていただいておりますが何かございますか。はい。それでは、この議題につきまして了承とさせていただきます。

以下は、議題というより報告事項かと思いますが、幾つかございますので、議題の中の2)のその他(仮称)大阪市景観計画に基づく届出の手引きについて(中間報告)これは、こういう冊子を事務局の方でお作りになっているということで、これは議題としてお諮りいただくというよりも、景観について逐次ご報告をいただいて、いろいろまたアドバイスをさせていただくという、こういう性質のことでございます。ご担当の方、どうぞよろしく、事務局、説明してください。

○事務局

(資料3の説明)

○三輪委員長

年度末に、もう一遍この委員会に最終稿を見せてくださるということで。

○事務局

はい。今年度最後の景観委員会の時に、可能であれば、この手続関係編の資料とガイドライン編の2冊をご提示できればと考えております。ただ、最終的な編集につきましては、都市デザイン課は監修という立場にありますので、景観整備機構と協力をしながら、最終案をまとめたいと考えております。

○三輪委員長

手順としてはそのようなことだそうでございますが、何かお気づきの点があれば、アドバイスをさせていただくということなのかなと。

○小林委員

この事例という時に、ここで新たに探してくるんじゃなくて、今まで大阪で長い間指定さ

れてきているものがありますよね。賞を与えているとか、みんなで、私らの中でも設定してやってきたああいう冊子を、そこから持ってきて、その中のどういうところが評価されて、これは景観賞なり、そういうものが与えられているのかという、その解説の本があればいいんで、この中で、これ何で挙がっているのかというのはいっぱいあるんですけど、これはこうやって例として出す時に、遠くに持っていったら、みんなよく見えるんです。そばに寄ると、大体酷いものが多いです。

だから、こういう例というものの挙げ方は、何となく文部省が昔、映画でも検閲をやっているような代表的な、あっち側に行ってしまうと、取り締まりになるわけですから、いいものの例というなら、市民とか、いろんな人たちが入って選んだものをその時代良しとしてきている。そっち側をベースに、流れがありますからね、どういう景観を良しとする。昔は、大阪は5色の雲が流れていた東洋のマンチェスターで頑張っていたわけで、今あれを景観的にいいと言う人はいないけど、産業を勃興させている時はすごくいい景色だったんです。

それほど変わっていく世界なので、1回これを出しても、どのぐらいもつかわからないんですけど、少なくとも配慮しなければいけない建物という歴史的に重要なものと新たに、さっき言った都市景観賞とかを与えているのはいっぱい、もう何年ぐらいあるんですか、ストックは。

○増田委員

今年で26年目ですね。

○小林委員

その評価項目があるわけですね、何かいろいろ。それである程度分類したら、何で評価されているのかという代わりに、それぞれ全部いいのか。景観って全部集まったやつじゃない。要素に分けた瞬間から、とても変な話になって、写真でどこを撮るのということができなくなるはずなんだけど。植物もいい、悪いと言うとき、どうするんですか。色のことなんですか。それとも、そこでちゃんと育っている木をいいと言うんですか、緑とかと言うとき。

○増田委員

1つは、やっぱり背景とのバランスでしょうね。植物そのものは活力度で、どんだけ生き生きと育っているかというのが1つですよ。

○小林委員

自然が選別しますよ。

○増田委員

うん、そうですね。だから、活力度の診断の方法もあるんですけど、やっぱりきちんと樹形が自然樹形に近くて、生き生きと育っている姿をどう診断するかみたいなやつがあるんですよ。

○小林委員

本来、ここは守らなければいけない私たちのまちとか、まちなみとか景観のそれがあって、それから、いろんな試行錯誤をやった中で、みんながこれは大切に要るんだということで選んできたものだ。それをどういう視点から評価して選ばれているのかというときに、ここにデザイン手法という、こういう要素で都市景観は、説明はできるけど、つくれない。デザインブックの変なものになると、結局、有効性がないから、多分ここは、あと10年ぐらいしたら、これはなくなると思う、こういうものは。それと、参考資料って町中で売っているもののいろいろ造園の話やら、そういうものを見た方がいいかもしれない、行政でこれを作るという事でやると、なかなか難しい仕事で、普通は僕らはさわらないですよ、難しいから。だけど、どうぞやられて結構ですよ。だけど、従わない人は多いだろうと思う、制約条件がほとんど無いから。

○事務局

我々で実務をやっておりますと、設計の担当の方とか、いろいろな意見の食い違い、余りにも幅が広うございます。ですから、今おっしゃった趣旨は我々も重々承知なんです、ある今の時点のスタンダード型というようなことで、全体的にちょっと役所的かわかりませんが、円滑に協議というようなことを支度的に一步ずつやっております。

○小林委員

だけど、19ページのところなんかで、付属施設というのは本来ない方がいいやつですよ。だから、出てきて、認めてとなると、機械式駐車場がこんなまちの中にあるなんて、色を塗ろうが、塗らまいが、こんなごちゃごちゃしてあったら、もうそこはちょっとおかしいエリアですよ。

それと、右上の一番普通に、これは何がいいのかよくわからないんですけど、右肩上の。

それと、僕は気になったのは、左側のまちなみとの調和って、倒れそうな、下から2つ目の、これは地震に危ないとか何か思っではいけないのかなと。

難癖をつけ始めると、切りがないから、やめた、僕は言わない方がいいなとは思っただけ、これは選ばれても、なかなか大変だな。努力は認めますけど、実際、プロのデザイナー

はこれは参考にしないと思います。ひどいものを防ぐためには役立つ。

○三輪委員長

ほかの委員さんで何かアドバイスございませんでしょうか。

○鳴海委員

また細かいことで、10ページですけれど、着眼点の下のところで、「それぞれが計画地周辺にどう分布しているのか」ですね。「それぞれが計画地にどう分布しているのか」じゃなくて「計画地周辺に」。

それから、この左に3つありますけど、下と同じく「歴史・文化的資源」とやった方がいい。歴史はそこらじゅうにあるけど、見えないというのが。

○三輪委員長

わかりました。

○増田委員

ちょっといいですか。先ほどの小林先生の話ですけど、これは多分、どちらかというところ、ミニマム、これだけは絶対避けてほしいよというような話であって、こういうふうなものが優良ですよということを示すというのは非常に難しいと思うんですよ。

○小林委員

悪い例を出しますか。

○増田委員

いや、悪い例を出しますか。

○小林委員

もっと恐ろしいことになる。

○増田委員

いや、恐ろしいですけど、例えば立駐が出てこざるを得ないとすれば、最低限、こういう配慮はしてですよというようなスタンスで、こういう方向が望ましい姿を示しているのか、最低限度の要するに配慮がというような形で書かれているのか。その辺……。

○小林委員

いや、でも法律で最低限やるのはいいんだけど、こういう景観は最良のものを志向してやってもらわない限り最低すら満たされていないんです。だから、こういうデザイン検定を始めると、とんでもない組織になります。やっぱりそれは人の力を借りた方が僕がいいと思うから、多くの人が、これはみんながいいと言っていると、選んでしまったと言ったら、それ

でいいじゃないですか。大阪はグリコがいいと言っているとか、そういうのはみんな分かるわけですね。道頓堀とかね。道頓堀のが広告物をごちゃごちゃしているなんて取り払ったら、変なことになるわけでしょう。だから、自分でやっているうちに、何かだんだん毒が回ってきて、できなくなるから、大阪はこんなものを選んできてしまった、これを踏まえて頑張ってくださいというぐらいの方が本質的には大阪らしいのかななんて僕は思うけどね。緑は随分分れましたよね。

○岩井委員

ビジュアルに見せると、どうしても良し悪しがたくさん出てしまうんですけど、ただ10ページに書いてあるようなこと、地形的な特徴というのか、地形を読むとか、その地域の歴史を読むとか、そういう話はしっかりと逆に書いておいて欲しいと思うんですね。結構びっくりするほど、いわば万葉集に出てきそうなところで、そんなことは何にも知らないで設計しはるとか、そういうのがすごく多いんで、ここは、こんな簡単な模式図だけでいいのかなというぐらい重要だと本当は思うんですね。

特に、大阪の場合、ほとんど平地だけど、それでも上町台地との関係とか川筋との関係とか、そういう地形を読むという話、歴史は絶対読んで欲しいし、そういう見えない部分を含めてその地域、その地点を知るということをもうちょっとくどくど書いてもいいんじゃないかなと思います。何を知らないかとか、なかなか歴史・文化的資源と書いてあるだけではしんどいと思うので、よく理解せよということをもう少しわかるように書いてもいいんじゃないかなと。

こっこのビジュアルはなかなか難しい。でも、すごく前よりは良くなったと私は思っ見ましたんですけど、問題があると言われたら、そうやなと思うんです。

○小林委員

色彩は、だって、ゼロじゃないですか。色彩はパレットでもやるもので、日本の。前より後退しているという意味で言えば、前は少なくとも、この大阪の風土に合った色というチップを出してきたり、それでやっていた時代があったわけで、そういう仕事ももう既にやられているんですけど、結局、無彩色になって、最終的には自然の色がいいということで、これ終わりますよ。木の色やら、空の色、自分でコントロールできないものもいい色になるわけですね。

だから、デザインをやるときの指導でするんだったら、その地域のやっぱり合った色というのは、これは色彩の理論で、きょう、藤本先生来られていないから、僕が代わりに言いま

すけど、かなりそれは行政として景観をきちっとやっているところは記録に使える色という。大きいものに使ってはいけない色というのは黄色、赤、緑、原色ですよ。だから、大きな壁面に使っていい色と言ったら、空の色とか海の色とか、そういうものを背景に考えなければいけないと、非常にベーシックな話になれば、こういう写真は要らないですよ。なぜなら、印刷の色で全部違ってしまっているから。この程度でできるんだったら、やっぱり景観はする、コントロールの話にはならないから。だから、本来、ここは触らない方が良くて、プロに任せるか、いい事例を集めて、それを見て勉強しなさいというぐらいの方が。

それと、必ずレビューのところにプロフェッショナルな人たちを、景観アドバイザーですか、そういうのを区ごとでもいいですけど、いっぱい入れてあげて、その人たちのコメントをきちっと聞きながら、ピアレビューみたいなものです。ピアレビューって、専門家同士がお互いに自己規制しない限りは良くなる。行政がコントロールできる問題じゃないと思う。やっぱり、みんな、そういう教育、僕らもトレーニングを受けてやっているわけじゃないんでね。ここは専門的にまず破綻していると思います。これで何か、京都でもできていないんだ。言い過ぎた。

○三輪委員長

ありがとうございます。

○岩井委員

届出の手引書だから、これにさらにガイドライン編がごそっと付くんですよ、前につくった色彩とか河川景観とか。どこまで言うか。詳しく言うと、墓穴を掘るし、余り荒過ぎると、何を言うてはるのか分からへんという話もありますし。

○小林委員

いいものシリーズを上げていくのが一番無難だろう。今まで賞をあげてきたものを並べてみたら。

○三輪委員長

いろいろありがとうございました。これを参考にして……。

○鳴海委員

1つだけ。今まで大阪の景観に関するいろんな論が、私も大分、本なんかを書いたり、出版しているんですけど、そういうのをまとめて皆さんに読んでいただく。市が作るんじゃなくて、機構が作るのであれば、読んで勉強するものというのも1個考えていただく方が、何か手続ばかりで景観をやっていくものじゃないので、もうちょっと教養的な部分も提供する

工夫をされたらいかがでしょうか。

○三輪委員長

ありがとうございました。いろんな多岐にわたるアドバイスをいただきましたので、これまたひとつ評価できるものは評価してください。一応、こういうことを今作業しておいでになるということでございます。

あと、報告で大事なことがあれば、どうぞ。

○事務局

報告事項でございますけれども、今日も出ました御堂筋地区に対する景観協議会をすることということで、今、市の方が中心で動いております。今お配りさせていただきました資料4でございますけれども、景観法の中に景観協議会という項目が第15条の規定に書いておりました、その規定だけしかないんで、全国的に見ても、まだ景観協議会というのはできているところというのは1例しかないんですが、今回、行政団体として御堂筋のまちなみ要綱のエリアを対象にして、景観協議会の立ち上げをしたいというふうに考えております。実は、25日にやっていこうというふうに考えております。

構成員といたしましては、対象区域の地権者の方々全てを対象にしたいと、構成員にしたいというふうに考えております。あと、関係団体、公共施設管理者、これは道路の管理者ですんで、大阪国道事務所には入ってもらつつもりで考えております。あと、学識経験者の方々で、専門の方からのご意見もいただくような形をつくっていききたいというふうに考えております。

ただ、運用の仕方などについては、法の中に、協議会ができて、協議会の中で運営方法を決めなさいと、こう書いてありますので、中身的には25日に決めさせていただこうというふうなことで考えております。要は、推進計画の中に書いてございましたが、景観協議会というのを実際に立ち上げて、地権者の方々と良好な景観について議論しながら進めていきたいというふうに考えております。それを今ご報告させていただきたいということです。

○三輪委員長

そういう、これは本当に付加と思いますけど、何かお尋ねになりたいことなどがございましたら、どうぞ。

さっきおっしゃったのは、近江八幡かどこかが1つあるんですかね、全国で。

○事務局

はい、全国では、今、国交省に聞きましたら、近江八幡市が1つございます。ただ、近江

八幡市の景観協議会というのは私ども都市景観委員会を読みかえて景観協議会にされたというふうな形のものとして聞いております。それから、今、情報では、岐阜県の各務原市の方でも似たような景観協議会を作りたいというような動きがあるというのは国の方から伺いをいたしております。ですけど、こういう形での景観協議会を作る、ちょっと違う形での景観協議会というか、法の趣旨に乗っていると私ども考えているんですが、そういうものができるのは多分初めてになるのではないかなという気がいたします。

○岩井委員

前の指導要綱の対象区間ということで中央大通りまでなんだと思うんです。何か御堂筋と言ったときに、中央大通りで切れているのって、すごく変な感じがするんですけど、いたし方ないんですか。あれから南側は。

○事務局

エリア全部、全体というところまでいかないの、一応、今のまちなみ要綱のこれは対象にして、まず作ってみると考えております。あと、南の方の方で、そういう話が出てくれば、それはその時また考えていかんといかんのかなというふうには思いますが、何分、事例が全然なくて、まだまだ、作り方とか運用の仕方とか、協議会の方々と議論しながら進めていかなあかんというところがありますんで、かなりフレキシブルな形で考えていかなあかん部分ではないかというふうに。ただ、要綱のところについては、市としては、要綱でこれまで運用してきておりますし、それも御堂筋の沿道の方々には一応こういうふうなことでやってますよということを説明させていただいた上で協議会をつくるという形で動き出したいと考えています。

○三輪委員長

よろしゅうございますか。

これで着々と何かいろいろ大阪市の中で動いているようでございます。これはぜひ発展させていただきたい、こう思います。

ほかに、一応、予定議題はこれで終わりですか。それとも、来年度というか、パブコメのその後の段取りについて、もう一遍、簡単に、プログラムだけお話しいただければと思いますが。

○事務局

今後の予定でございますけれども、できましたら、私ども、来年1月に入りまして、今考えておりますのは、10日ごろからパブリックコメントを進めさせていただこうと考えてお

ります。約1ヶ月程度という形になるかなと思っておりますので、その後、景観委員会で再度、意見の聴取をいたしまして、策定という運びで考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○三輪委員長

これで会議はお開きにしたい。特に何かご発言ありますか。よろしゅうございますか。お忙しいところ、やりくりをしていただいて、本当にありがとうございました。これで閉会。

○事務局

年末のお忙しいところ、本当にお集まりいただきまして、ご審議いただいて、ありがとうございました。

これからパブリックコメントの方に手続の方を進めさせていただきたいと思います。

これをもちまして、本日の第23回都市景観委員会は閉会とさせていただきたいと思いません。

また、次回の景観委員会の日程等については調整をさせていただきたいというふうに思いますが、多分、パブリックコメントの関係もございますので、2月の中旬ぐらいになるのではないかと。多分、先生方皆さん一番お忙しい時期かも知れませんが、また調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そうしたら、これで閉会とさせていただきます。本日どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

増 田 昇

㊟

大阪市都市景観委員会委員

岩 井 珠 恵

㊟